

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な体制の構築に係る ワーキンググループ（第3回）

日時：平成28年11月14日（月）

15:00～17:00

場所：東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

議 事 次 第

1 開会

2 議事

- （1）第2回体制WGでの質問・意見とその対応について（資料1）
- （2）東京都災害廃棄物処理計画の構成（案）について（資料2）
- （3）体制WGの主な議題について
 - ①各主体の役割分担及び連携 修正案（資料3-1）
 - ②発災後の行政機関内の組織体制 修正案（資料3-2）
 - ③都民への広報（資料3-3）
 - ④受援体制（資料3-4）
 - ⑤処理事業ロードマップ（資料3-5）
 - ⑥災害廃棄物処理の進行管理（資料3-6）
- （4）今後のスケジュールについて（資料4）
- （5）その他

3 閉会

<配布資料>

- 資料1 第2回体制WGでの質問・意見と対応表
- 資料2 東京都災害廃棄物処理計画の構成（案）
- 資料3-1 各主体の役割分担及び連携（修正案）
- 資料3-2 発災後の行政機関内の組織体制（修正案）
- 資料3-3 都民への広報
- 資料3-4 受援体制
- 資料3-5 処理事業ロードマップ
- 資料3-6 災害廃棄物処理の進行管理
- 資料4 今後のスケジュール

<参考資料>

- 参考資料1 第2回体制WG議事要旨（案）
- 参考資料2 東京都と各団体及び地方公共団体との協定
- 参考資料3 第2回処理WG資料（議事次第、資料3-1～3-4）
- 参考資料4 WG委員名簿
- 参考資料5 WG設置要綱

＜机上資料＞

- 机上資料 1 東京都地域防災計画 震災編（平成 26 年修正 東京都防災会議） ※該当箇所のみ
- 机上資料 2 東京都震災がれき処理マニュアル（平成 24 年度改訂版 東京都環境局）
- 机上資料 3 災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 机上資料 4 巨大災害発生時の廃棄物処理に係る対策スキームについて（平成 27 年 2 月巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）
- 机上資料 5 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 机上資料 6 東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～（平成 28 年 3 月 東京都環境局資源循環推進部） ※概要版及び該当箇所のみ

項目	質問、意見	対応
目次・表現	● 自治体共同支援組織について、計画の中ではきちんと定義付けし、丁寧に記述いただきたい。	● 計画では、言葉や概念について、注釈をつける等の配慮をする。
実行本部の立ち上げ、班構成とその業務	● 特別区では、対策本部の立ち上げは震度6強で想定している。特別区では、普段から共同処理しているので、初動本部を立ち上げ、対策本部に移行し、共同処理に移行しようとしている。特別区で対策本部が立ち上がり、多摩地域が大きく被災した場合、やり取りできなくなる可能性について配慮いただきたい。 ● 行政機関の業務として、現場に出て行く仕事が多くなる。熊本地震では、県職員が市町村の担当者と連絡がとれず、自ら巡回して対応した。現場との距離感、自治体との距離感も意識した形で班構成や業務をまとめた方が実効性が上がると思う。 ● 廃棄物の処理が進まないため、解体工事に取りかけられないこともある。資源管理班と処理班は、仮置場の情報等を相互に理解できるような形で体制を整備したほうが良いと思う。 ● 資料3-2のP1中央に連絡調整とあるが、総務班の総合調整担当から、連絡調整班を切り分ける形にしたほうが良いと思う。 ● 実行本部は一時的な組織であり、処理終了後は解散となるため、仮置場の撤去も業務に追加するべきと思う。 ● 災害廃棄物を、ごみではなく、ひとつの資源(製品)として捉え、リサイクル率を向上させ、復興に取り組んでいくことが重要となる。そのため、実行本部の業務に品質管理を追加してほしい。 ● 現場に張り付く班が必要でなる。仮置場で運営管理を行う立場の人間が必要になり、道路啓開や解体の際も行政の立会いが必要になる。また個別の業務ごとに契約を行うため、膨大な契約事務を捌く相当数の人員を配置することになると思う。 ● 総務班の業務に、処理施設の設置の手続き等の許認可業務を追加した方がよいと思う。 ● 都外からの支援をどう受け、どのように割り振るか、受援について担当する班がいるのではないか。また市町村支援をひとつの班にしていかがいか。 ● 災害廃棄物の再生利用先の調整を処理班の業務に加えても良いと思う。	● 区部と多摩との連携のあり方、発災後の状況に応じた都の調整等について、計画の中に盛り込むよう検討する。 ● 実行本部内の班構成や各班の業務内容等について、見直しを行う。

第2回体制WGでの質問・意見と対応表(2/3)

項目	質問、意見	対応
実行本部の立ち上げ、班構成とその業務	● 解体家屋の対応は非常に重い作業である。特に、税務部局との連携も必要となると思われる。 ● 総務局ではBCPの見直しを行っており、業務量、必要人員等について検討している。環境局を含めた全庁で調整しながら進めていきたい。	● 実行本部内の班構成や各班の業務内容等について、見直しを行う。 ● 庁内で連携・調整していく。
連携	● 多摩全体で、災害時の連携体制を構築する組織や、特別区との連携は必要と認識している。ただ現状は多摩全体で災害廃棄物処理について議論する体制ができていない。市町村への調査では、清掃協議会が主体となってその会議体を組織するべき、との意見もあったため、よく検討していきたい。計画を策定するにあたって、特別区や都と連携して進めていきたい。 ● 市町村への調査では、都に計画策定の技術的支援等を求める意見もあった。 ● 阪神・淡路大震災の際、市役所では重機等の手配が困難であったが、民間事業者を経由することにより確保することができた事例もあった。民間事業者のポテンシャルを拾い上げてもらいたい。 ● 連携体制構築にあたり、あらかじめ受け入れする廃棄物の想定があったほうが処理が円滑に進むと考えている。災害廃棄物処理計画の策定状況等について、情報共有していきながら連携体制構築を図りたい。 ● 多摩地域ではごみ処理に関する広域支援体制の実施協定を締結している。災害廃棄物もこの協定に基づき対応可能と考えているが、今後さらに検討していきたい。	● 多摩地域での災害廃棄物対策に係る連携の強化が進むよう、協議を進めていただきたい。また、都としても支援したい。 ● 計画では、第二章に区市町村を含めた東京都域全体で実施する内容を記載する。計画策定の参考にしていただきたい。 ● 平時より定期的に民間事業者の資機材等に係る情報を共有できるよう、民間事業者団体と連携を図っていく。 ● 平時からの情報共有方法も含め、区市町村等との連携体制について検討する。 ● 特別区や多摩地域での災害廃棄物対策に係る連携の強化が進むよう、協議を進めていただきたい。また、都としても支援したい。

第2回体制WGでの質問・意見と対応表(3/3)

項目	質問、意見	対応
アンケート	● このようなアンケート調査の結果は重要な基礎資料になる。可能であれば、民間も含めて、定期的に情報を収集する仕組みを検討いただきたい。ただし、民間事業者の負担があまり大きくならないような方法もあわせて考えていただきたい。 ● 近年の災害廃棄物の受入れ先の事例を踏まえると、バイオマス発電施設も必要と考える。また施設の設置許可(15条施設かどうか)の取得状況についても聞いておくと思う。	● ご指摘を踏まえ、平時からの情報管理に係る仕組みについては検討させていただきたい。 ● ご指摘を踏まえ、アンケート調査対象を見直したい。
処理フロー、処理期間	● 東京都内の施設の余力は把握しているか。 ● 発生から処分まで一体で管理すべきと考えている。最終処分場の種類によって中間処理の方法が決まり、中間処理の受入基準は災害廃棄物の発生状態に関わってくる。全体の管理が円滑に行われる組織にしていきたい。 ● 処理期間について、3年間という期限だが、都内で仮置場が確保できない中で、少し長いと感じる方もいるのではないか。その期間で処理するために、どのような処理フローにするか考えないといけない。	● 現存するデータを基にして算出は可能。 ● 処理WGにおいて、議論させていただく。 ● 可能な限り埋立処分に依存せず、循環利用、復興資材としての活用を考えるなかで、処理期間は決まると思う。まずはキャパシティ等の数字を把握していきたい。
マニュアル	● 発災後、いつ、どのような会議に、誰が集まり、何をアウトプットとするかは別途マニュアルで管理するという認識で良いか。また災害廃棄物の処理が終了するまでの処理期間とは別に、都民の目につく市街地から、いつまでに災害廃棄物を撤去するかという観点も重要となる。タイムラインの考え方をマニュアルに含めてもよいと思う。	● 実効性を持たせたマニュアルとなるよう、記載内容を検討していく。

第 1 章 総論

第 1 節 目的

第 2 節 計画等の位置付け

- 1. 災害廃棄物処理計画の位置付け
- 2. 災害廃棄物処理実行計画の位置付け・記載事項
- 3. 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の位置付け

第 3 節 計画の対象

- 1. 対象とする災害
- 2. 対象とする災害廃棄物
- 3. 実施主体と対象業務

第 4 節 災害廃棄物処理工程管理

- 1. 災害規模別の工程管理の考え方

第 5 節 災害廃棄物処理

- 1. 災害廃棄物の標準処理フロー
- 2. 大規模災害時の災害廃棄物処理事業ロードマップ

第 6 節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

- 1. 災害廃棄物処理の基本方針
- 2. 災害廃棄物処理の基本的な事項
- 3. 災害廃棄物対策体制構築

第 2 章 都内全体における災害廃棄物対策

第 1 節 平常時（発災前）

- 1. 組織体制と役割分担の確認
- 2. 災害廃棄物処理連携体制（受援も含む）の構築
- 3. 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備
- 4. 住民への広報・普及啓発

第 2 節 初動期（発災後約 1 ヶ月まで）

- 1. 初動対応
- 2. 進行管理
- 3. 被災状況の集約と要処理量、処理可能量（暫定値）の算定
- 4. 処理方針
- 5. 災害廃棄物処理実行計画の策定

第 3 節 応急対策期（前半：発災後約 3 ヶ月まで）（後半：発災後約 1 年まで）

- 1. 応急対策
- 2. 処理進行管理
- 3. 国庫補助金対応

第 4 節 災害復旧・復興等（発災後約 1 年後から）

- 1. 処理進行管理
- 2. 災害廃棄物処理実行計画の見直し（随時）

第 3 章 東京都の災害廃棄物対策

第 1 節 平常時（発災前）

- 1. 災害廃棄物処理連携体制の構築
- 2. 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備

第 2 節 初動期（発災後約 1 ヶ月まで）

- 1. 初動対応（都処理実行本部の立上げ）
- 2. 都内自治体支援・連携体制整備
- 3. 広域連携体制整備
- 4. 被災状況の集約
- 5. 要処理量、処理可能量の算定（暫定値）
- 6. 都処理実行本部会議
- 7. 処理方針
- 8. 東京都災害廃棄物処理実行計画の策定

第 3 節 応急対策期（前半：発災後約 3 ヶ月まで）（後半：発災後約 1 年まで）

- 1. 要処理量、処理可能量の見直し（随時）
- 2. 処理進行管理

第 4 節 災害復旧・復興等

- 1. 災害廃棄物処理実行計画の見直し
- 2. 処理進行管理

第 5 節 災害廃棄物処理支援（都外）

- 1. 処理支援体制の整備
- 2. 処理支援業務

第 4 章 災害廃棄物処理計画の継続見直し、対策訓練

第 1 節 計画の見直し、対策訓練、広域連携

- 1. 災害廃棄物処理計画の見直し
- 2. 対策訓練
- 3. 広域連携

第 2 節 今後の取組について

- 1. 今後の取組について

本WGにおける主な議題

各主体の役割分担及び連携
（資料 3—1）

発災後の行政機関内の組織体制
（資料 3—2）

都民への広報（資料 3—3）

受援体制（資料 3—4）

処理事業ロードマップ
（資料 3—5）

災害廃棄物処理の進行管理
（資料 3—6）

第1回合同WGでの意見	対応
● 仮置場の整備状況の情報収集ルートを検討しておくべき。整理表の中には記載がないため、発災初期の情報収集・交換等について項目を入れるべき。 ● 各小分類中の項目それぞれに機能別の7つの要件（①情報計画、②資源管理、③庶務・財務、④広報、⑤渉外、⑥指揮命令系統、⑦実行）が含まれると思われるため、考え方を示すことが必要。 ● 処理計画の継続見直し、対策訓練は平常時に行うことであるため、平常時に入れてはどうか。 ● 市町村等と都の計画で表現・フォーマット・情報の統一を図る必要がある。	● 仮置場の情報収集も含めた7つの機能を持った体制整備について、本資料3-2で検討を行っていく。 ● 非常に重要な事項であることから、別途項目立てを行い、平常時からの準備の必要性を強調するものとする。表現・用語は、計画の中で国策定の指針等も踏まえて、統一を図る。フォーマットは、マニュアル等の中での規定を検討する。

はじめに

<記載する内容>

- 背景（過去の災害における災害廃棄物処理と本計画の必要性）
- 本計画の特徴等の整理
- 災害廃棄物の発生量の予測

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、平常時の一般廃棄物処理量をはるかに上回る量（災害廃棄物：約 2,000 万トン、津波堆積物：約 1,100 万トン）が発生し、被災地においては災害廃棄物処理に支障をきたした。東日本大震災以降においても下表に示すとおり、近年、大規模災害が頻発している状況である。
- 国においても、東日本大震災で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成 10 年に策定された震災廃棄物対策指針の改訂を行うとともに、平成 17 年に策定された水害廃棄物対策指針との統合を行い、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」を策定した。また、これと並行して平成 25 年度から「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会（平成 27 年度より「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」に改称。）」を設置し、大規模災害への対応を考慮した総合的な災害廃棄物対策の検討が継続的に進められ、平成 27 年度においては廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部が改正（平成 27 年 7 月 17 日公布、同年 8 月 6 日施行。）されるなど、制度的な対応も講じられた。
- 東京都においても、平成 28 年 3 月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の中で「東京都災害廃棄物処理計画」の策定を明記し、平成 28 年 7 月 13 日に東京都廃棄物審議会へ災害廃棄物処理計画の策定について諮問を行った。東京都廃棄物審議会会長は諮問を受け、災害廃棄物処理部会を設置し、「東京都災害廃棄物処理計画」の策定を進めることとした。

（第 1 回部会資料 3-1 より作成）

旧マニュアル P1 趣旨

第1章 総論

第1節 目的

<記載する内容>

○計画策定の目的

旧マニュアル P1 趣旨

第2節 計画等の位置付け

1. 災害廃棄物処理計画の位置付け

<記載する内容>

- 東京都災害廃棄物処理計画（以下、「計画」という。）は、次頁の図に示す位置付けとして策定すべきものである。本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成 27 年 11 月）を踏まえ、「東京都地域防災計画」と整合を図り、被災した区市町村に対する各種支援など、都が担うべき役割や災害廃棄物処理の方針・基本的事項等を定める性格のものである。
- また、東京都災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という。）は、次頁の図に示す位置付けとして策定すべきものであり、発災後の実情に応じて災害廃棄物の円滑・迅速な処理をするため、具体的事項を定める性格のものである。

（第 1 回部会資料 3-1 より）

都防災 P532 マニュアル

旧マニュアル P1 趣旨

2. 災害廃棄物処理実行計画の位置付け・記載事項

<記載する内容>

- 実行計画の位置付けは、前頁の図に示したとおりである。実行計画は、災害廃棄物の円滑・迅速な処理を進めるため、発災後に策定するものであり、実行計画の記載内容の基本的な考え方は、下表が考えられないか。（被災状況や地域の実情に応じて、必ずしも下表に従う必要はない。）
- なお、初動時から実行計画を策定することは困難であると考えられることから、初動時における行動を規定したマニュアル（仮称）を整備し、マニュアル（仮称）を参考にしながら、発災後の状況を踏まえて実行計画を策定する。

表 実行計画の記載内容の基本的な考え方（案）

実行計画に記載する事項	実行計画 （区市町村）	実行計画 （各区、各市町村共同）	実行計画等 （東京都）		
			小規模 災害	中規模 災害	大規模 災害
被害状況、発生量等	○（※）		—	○	○
処理方針	○（※）		—	○	○
実行体制（役割分担）	○（※）		—	—	○
処理業務計画	○（※）		—	—	○
処理方法	○（※）		—	—	○

※複数の区市町村に渡る災害については、各区市町村毎の実行計画でも、区市町村共同での実行計画でも可能とする。

（第1回合同WG資料3-2より）

第1回部会での意見	対応
● 実行計画をどうやって作るのか、どのようにブラッシュアップしていくかは計画の中に記載する必要がある。発災後の業務の中で誰がいつどの会議でどの資料を使って作るというレベルまで整理していく必要がある。 ● 今回、策定する計画は詳細まで規定したものではなく、基本方針や基本的事項を明確にして、その詳細は庁内で定めていくという解釈でいいか。	● 処理計画、実行計画、マニュアル（仮称）の関係を整理した上で、実行計画の策定方法を計画に記載することを検討する。 ● 処理計画は都が担うべき役割や災害廃棄物処理の方針・基本的事項等を示すものとする。

3. 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の位置付け

<記載する内容>

- 発災直後から実行計画が策定されるまでの初動期に対応すべき具体的な事項を規定したマニュアル（仮称）を平時に予め作成し、特に混乱が想定される発災直後は、マニュアル（仮称）に従って対応を行う。また、応急対策期以降についてもマニュアル（仮称）を整備する。
- マニュアル（仮称）は、災害の種類や規模に応じて柔軟に対応できることを目的として策定するものとし、発災時は災害の種類、規模、また発災からの時期に応じて、実行計画策定の参考にするものとする。

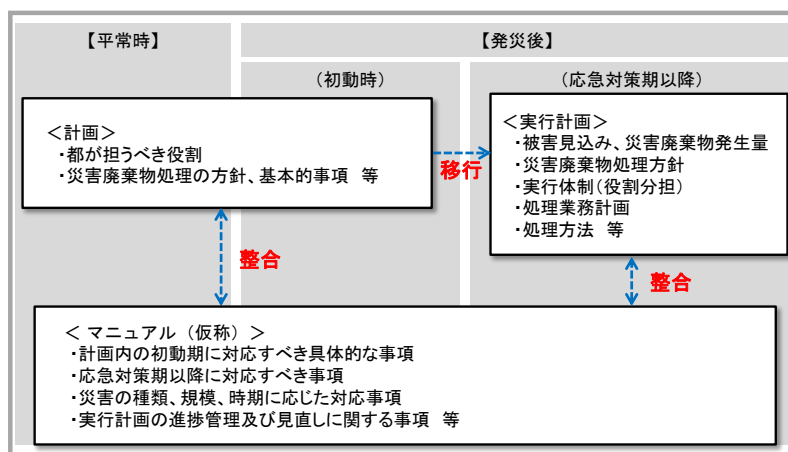


図 計画、実行計画、マニュアル（仮称）の関係

（第1回合同WG資料3-2より）

都災害計画（本計画）

第3節 計画の対象

1. 対象とする災害

<記載する内容>

- 想定する災害としては首都直下地震とする。
- 計画の内容としては、風水害等のその他の災害にも対応する内容とする。

(第1回部会での意見より)

第1回部会での意見	対応
● 首都直下地震の被害量よりも桁が小さい災害（風水害等）にも対応できる計画を作るとの認識でよい。 ● 自然災害全般も含め、幅広く議論する方向で良いと思うが、実際に検討するためには、計画の対象とする災害を絞って、議論しないといけない。WGが別々に始動する前に決めておいた方がよい。 ● 被害想定を明確にしているものを対象にしないと、定量的な検討ができないので、まずは直下型の地震から着手するのがよい。 ● まずは直下型地震を重点的に検討するのがよい。 ● まずは地震を対象にして具体的に検討するのは良いと思うが、計画としてはどのような災害にも対応できるものにしておいた方がよい。 ● 理想論を言えば、マルチハザードに対応できる計画であるべき。さらには、発災後、区市町村が円滑に処理フローを作ることができるよう記載すべき。ただし、最初から100%完璧な計画を策定することは不可能と考えておいた方がよい。まずは大規模地震を対象に優先的に審議し、内容としては他の災害も包括する計画にしてはどうか。 ● マルチハザードへの対応、計画の実効性確保のためのロードマップ（訓練で水害を対象とする等）は計画で記載すべき。	● まずは、大規模な被害が想定される首都直下地震を想定した検討、審議を行うが、計画としてはその他の災害にも対応する包括的な内容とする。

2. 対象とする災害廃棄物

<記載する内容>

- 対象とする災害廃棄物は、「地震や津波等の災害によって発生する廃棄物」及び「被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物」とする。
- 災害時における廃棄物処理には、通常生活で排出される生活ごみ及び事業活動に伴う廃棄物の処理に加えて、災害廃棄物の処理が必要となる。
- 災害時は、通常の廃棄物処理業務とは性質の異なる廃棄物処理業務を円滑に進める必要があることから、以下に示す災害廃棄物について本計画の対象とする。

表 対象とする災害廃棄物

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害廃棄物	●被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く） ●避難施設等で排出される生活ごみ ●被災建物の解体撤去等で発生する廃棄物 ●道路啓開に伴い生じる廃棄物 ●被災施設等の仮設トイレ等からのし尿 ●被災した事業所からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く） ●一般家庭や事業所において処理の必要性が生じた処理困難物（アスベスト建材、PCB 含有物、消火器、ガスボンベ等） ●その他、災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ・し尿	●通常生活で排出される生活ごみ ●通常家庭のし尿
	事業系一般廃棄物	●事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く）
産業廃棄物		●事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び法定された特定事業及び品目の廃棄物

（第 1 回部会資料 4-1 より）

○計画には非常時における廃棄物処理を適正に行うために必要な事項を包括し記載した内容とする。

（第 1 回部会での意見より）

都防災 P532
旧マニュアル P1 対象廃棄物

第 1 回部会での意見	対応
● 現実的に発災後には通常生活ごみと災害廃棄物を区分することは難しい。事業所ごみについても、コンビナートが被災した場合は、平常どおりの廃棄物処理で対応できない。明確な線引きをしてしまうよりも、災害に起因して発生したものの全体を含んだ表現が良いのではないか。	● 災害廃棄物の定義は、部会資料 4-1 に記載のとおりとするが、計画には非常時における廃棄物処理を適正に行うために必要な事項を包括し記載した内容とする。

3. 実施主体と対象業務

体制WG

<記載する内容>

○各自治体を中心に、事業者や都民のことについても記載する。

○災害の規模が大きくなるにつれて、災害廃棄物を処理するための業務量が増加すると考えられ、関係主体や都の関わり方も大きく異なることが想定される。

○災害の規模に見合った関係主体とその関わり方（実施体制）を、誰がどのようにコントロールしていくかが迅速かつ適切に処理するためのポイントではないか。

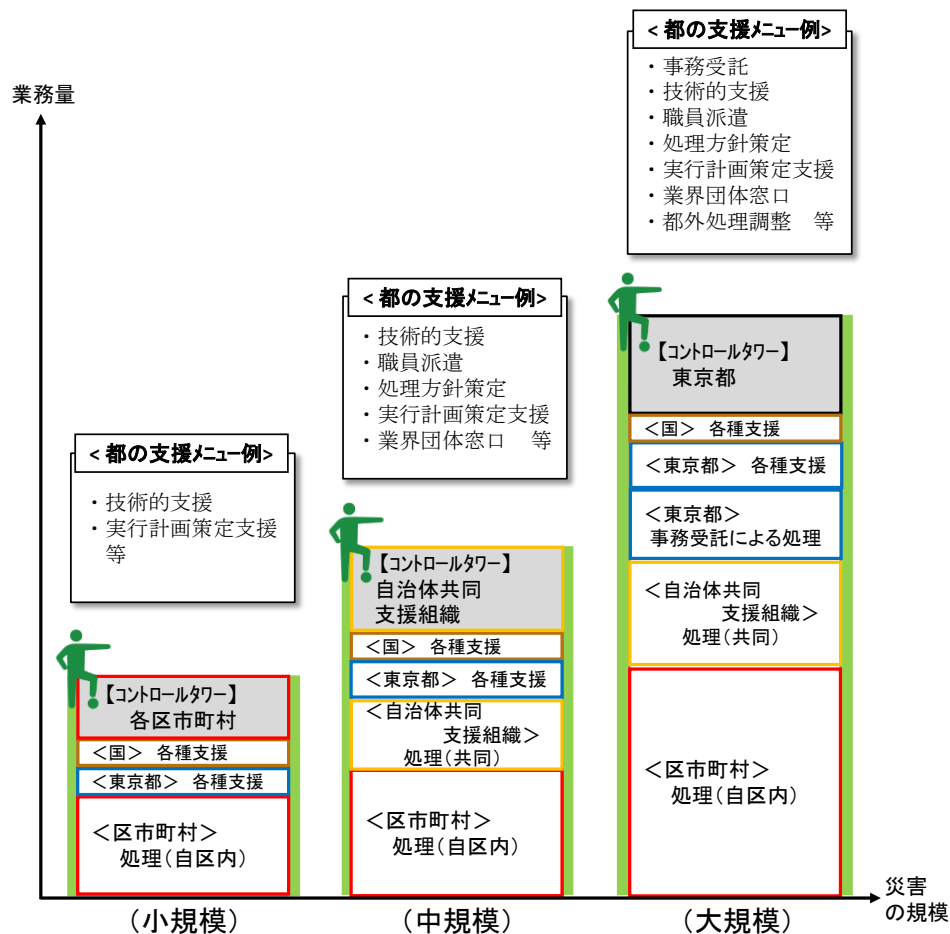


図 実施主体と対象業務（イメージ）

（第1回合同WG資料3-2より）

(1) 基本的な考え方

- 災害廃棄物は、一般廃棄物であり、区市町村が一義的な処理責任を負っていることから、区市町村が主体的に処理を実行する。そのため区市町村は災害の規模によらず、自区内で発生した災害廃棄物について、区市町村所管の施設のほか、民間施設等を活用し、主体的に処理を進めるものとする。また必要に応じて、都内の近隣自治体間で構成する自治体共同支援組織により災害廃棄物処理を実施する。
- 排出事業者は、事業者責任に基づいて廃棄物処理にあたることを基本とする。
- 都民は、分別排出等において自治体の施策に協力する。

(2) 小規模災害の場合

- 各区市町村は、自区内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に行う。
- 都は、必要に応じて、処理を行う区市町村に対して技術的支援等の各種支援を行う。

(3) 中規模災害の場合

- 各区市町村は、自区内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に行う。
- 自治体共同支援組織は、各区市町村が自区内で発生した廃棄物について、区市町村所管の施設や民間施設等を活用しても処理しきれない場合、所管の区市町村と連携を図り、その所管内での共同処理を推進する。
- 自治体共同支援組織は、自治体共同支援組織の所管内における共同処理のみでは処理しきれない場合、その他自治体共同支援組織と連携する。要請を受けた自治体共同支援組織は所管する区市町村と連携を図り、東京都内での共同処理を推進する。
- 都は、必要に応じて、処理を行う区市町村、自治体共同支援組織に対して技術的支援、実行計画策定支援等の各種支援を行う。

(4) 大規模災害の場合

- 各区市町村は、自区内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に行う。
- 自治体共同支援組織は、各区市町村が自区内で発生した廃棄物について、区市町村所管の施設や民間施設等を活用しても処理しきれない場合、所管の区市町村と連携を図り、その所管内での共同処理を推進する。
- 自治体共同支援組織は、自治体共同支援組織の所管内における共同処理のみでは処理しきれない場合、その他自治体共同支援組織と連携する。要請を受けた自治体共同支援組織は所管する区市町村と連携を図り、東京都内での共同処理を推進する。
- 都は、都内での共同処理のみでは処理しきれない場合、都外の自治体や民間施設等と連携を図り、広域処理を推進する。
- 都は、必要に応じて、処理を行う区市町村、自治体共同視線組織に対して技術的支援、実行計画策定支援、都外処理調整等の各種支援を行う。
- 都は、必要に応じ、区市町村から事務委託を受けて、処理の代行を行う。

(第2回体制WG資料 3-1, 本日の議題(資料 3-1))

第1回合同WGでの意見	対応
● 規模については、量的に断言はできないと考える。被害の範囲という考え方もある。各種のマトリックスが組める可能性があるため、整理を行う必要がある。	● 小・中・大の規模については、自治体の規模や災害の規模、被災範囲によって考え方は異なるため、発災後の状況を踏まえ判断していくものとする。

第1回合同WGでの意見	対応
● 東京都だけが努力するのではなく、都民や民間事業者も努力することが必要。被災した民間事業所から生じた廃棄物については、各自のBCPで処理方法を記載してもらい、それを都として支援していくことが重要。	● 都民・民間事業者(排出事業者、処理業者)の役割を考慮した記載内容の検討を行う。

第4節 災害廃棄物処理工程管理

1. 災害規模別の工程管理の考え方

処理WG

<記載する内容>

- 前節の「3. 実施主体と対象業務」の考え方に基づき、工程管理は災害の規模に応じて区市町村や自治体共同支援組織が中心となって実施し、都は区市町村を支援することを記載する。
- 大規模災害にあつては、広域処理の工程管理や、必要に応じ区市町村から事務委託を受けて処理の代行を行う場合は、その処理事業の工程管理を行うことを記載する。
- 進行管理に関する内容は、第2章以降で詳述する。

(第2回処理WG資料3-4より)

都防災 P543
旧マニュアル P3スケジュール

第5節 災害廃棄物処理

1. 災害廃棄物の標準処理フロー

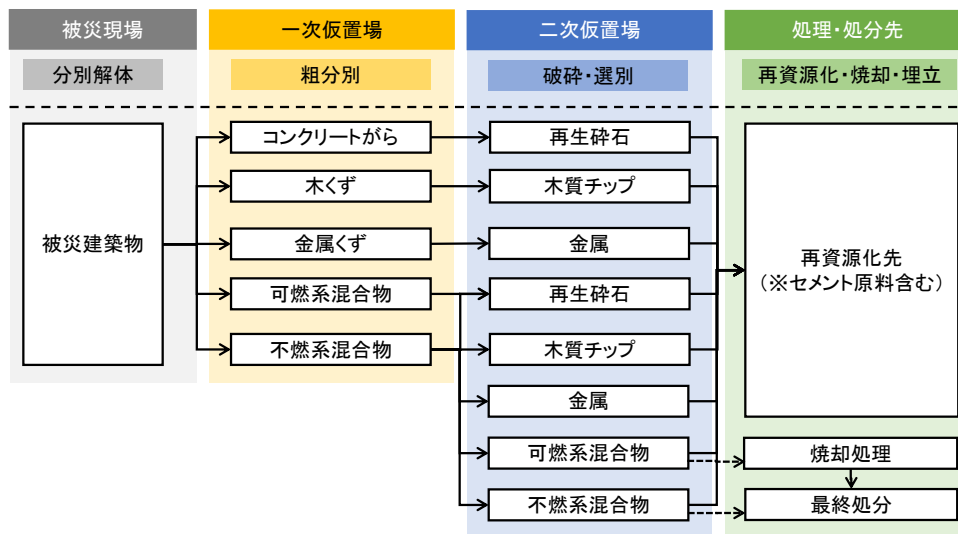
処理WG

<記載する内容>

- 首都直下地震で発生する災害廃棄物量にも対応できる処理フローを記載する。
- 記載事項は処理WGで検討を行う。

都防災計画(資料) P625
旧マニュアル P4フローチャート

○被災建築物の分別解体や一次仮置場における荒分別、二次仮置場において破碎・選別を行い、災害時においても可能な限り、再資源化を推進する。



(第2回処理WG資料3-3より)

2. 大規模災害時の災害廃棄物処理事業ロードマップ

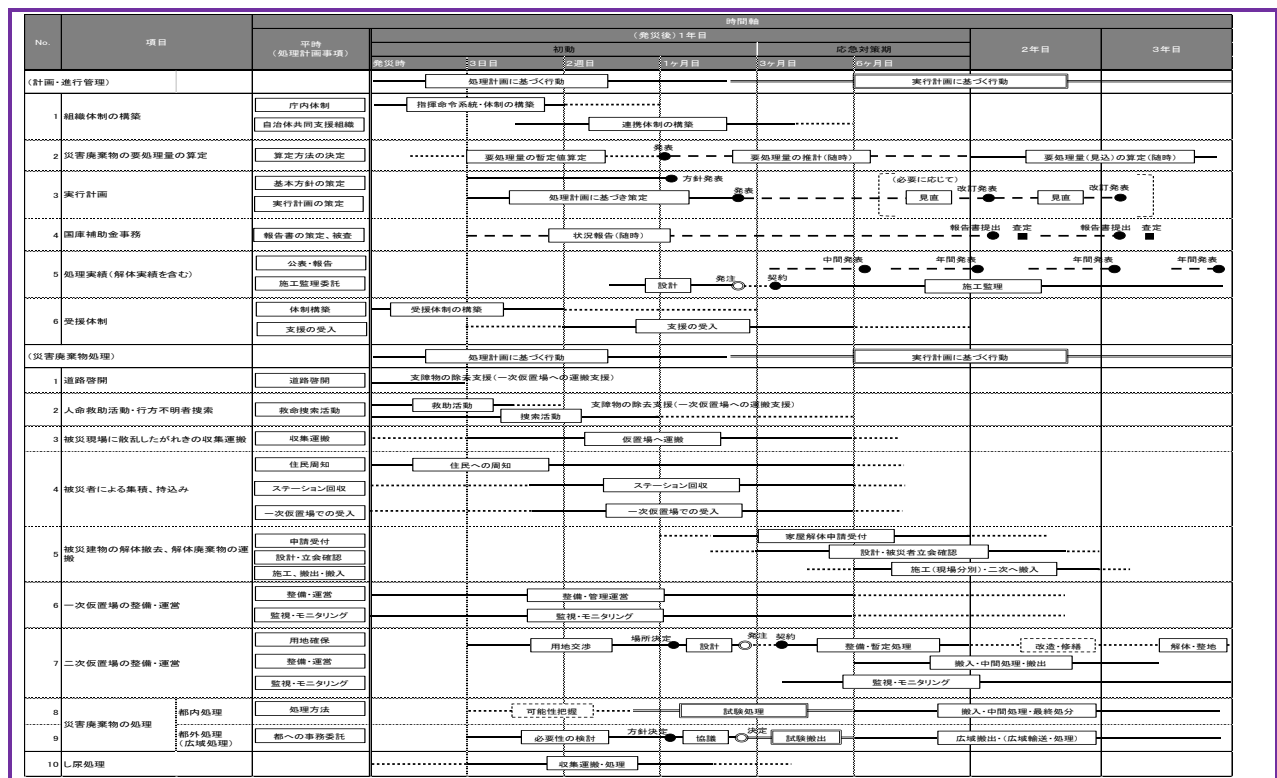
体制WG

処理WG

<記載する内容>

○区市町村、都を含めた処理事業全体としての実施事項をフェーズ(初動期、応急対策期、復旧・復興期)で分類。(縦軸を実施事項、横軸を時間軸としたロードマップを作成する。)

(本日の議題(資料3-5))



(第2回処理WG資料 3-3、本日の議題(資料 3-5))

第1回合同WGでの意見

- 仮置場の整備方針やフローを考えるため、復旧までの期間について、現時点でどのように考えているか。発生量とも関連するものであり、ある程度目安となる数値は早期に考えておく必要がある。

対応

- 大規模災害については、首都機能の早期復旧・復興といった国や都全体の方針の関係もあるが、阪神・淡路大震災や東日本大震災の事例から3年程度が基本であると、現時点では考えている。

第6節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1. 災害廃棄物処理の基本方針

処理WG

<記載する内容>

- 処理計画は、以下の基本方針を踏まえたものとする。
- ただし、トレードオフの関係にある事項があることに留意するとともに、発災後は優先順位（安全、迅速、安価）を勘案した実行計画を策定するものとする。
- 「都民の生活再建」、「事業継続」の視点についても留意する。

（第1回部会での意見より）

表 東京都災害廃棄物処理計画の基本方針	
➤ 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理・処分能力等を踏まえた上で、効率的に処理を推進する
➤ リサイクルの推進	徹底した分別・選別により処理・処分量の軽減を図る
➤ 迅速な対応・処理	時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う
➤ 環境に配慮した処理	混乱の状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進する
➤ 衛生的な処理	夏場の悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る
➤ 安全作業の確保	通常業務と異なる事態等を想定し、作業安全性の確保に努める
➤ 経済性に配慮した処理	発災後の状況を踏まえ、経済性に配慮した処理を行う

（第1回部会資料4-2より）

都防災P544 基本方針
旧マニュアルP2 コンセプト

第1回部会での意見	対応
● 計画の基本方針は、この災害をどう乗り越えるのかということにつながっていくことになるので、「都民の生活再建」という視点を入れることが望ましい。 ● 発災後、行政職員はまず避難所対応を優先することになる。災害廃棄物処理に関し、都民に協力してもらう必要もある。共助と公助について記載した方がよい。 ● 災害時に限られたリソースをどのように配分するかという点が重要になるので、基本方針の中に「事業継続」の視点を入れることが望ましい。 ● 基本方針については、一部、順位付けも必要では	● 「都民の生活再建」、「事業継続」の視点を考慮に入れた基本方針を検討する。 ● 優先順位やトレードオフに配慮した基本方針を検討する。

ないか。 ● トレードオフの関係もあるが、優先順位としては、安全、迅速、安価の順番かと思う。「安全、迅速、安価のトレードオフの关系到配慮しながら、計画的に処理し、リサイクルを促進」といった記載ではないか。	
第1回合同WGでの意見	対応
● 近県で処理したものを東京都に戻し処分することも考える必要があるではないか。そのため近県との連携は基本方針に含めるくらい重要。	● 発災後の様々な状況を勘案し、処理方針として、「広域処理の活用」を記載するなど、広域連携を視野に入れた計画とする。

2. 災害廃棄物処理の基本的な事項

処理WG

<記載する内容>

- 仮設的な処理施設等の迅速な整備
- 非常災害時のごみ処理施設の利用
- ごみ処理施設整備の強靱化対策
- 災害廃棄物の選別作業の進め方
- 処理施設の所在地による優先順位
- 処理施設の処理方法別の優先順位
- 大規模非常災害時の広域連携 について記載する。

都防災 P 542-545

3. 災害廃棄物対策体制構築

体制WG

処理WG

<記載する内容>

○災害廃棄物対策を進めていくため、連携体制を構築することを記載する。

○各主体は、災害廃棄物処理を進める上で、以下に示す7つの機能を持った班や担当を編成することが必要であることを記載する。

表 災害廃棄物処理を進める上で必要な7つの機能

機能	内容
① 指揮命令	業務全体を統括・コントロールする。
② 情報計画	各種情報を一元管理するとともに、実行計画を作成する。
③ 資源管理	処理を進める上で必要な資機材の管理等を行う。
④ 財務	処理を進める上で必要な財源の管理等を行う。
⑤ 広報	都民に対して災害廃棄物の分別方法や処理事業へ理解いただくために広報を行う。
⑥ 渉外	関係機関との調整を実施する。
⑦ 実行	具体的に災害廃棄物の処理やその支援を実行する。

第2章 都内全体における災害廃棄物対策

第1節 平常時（発災前）

1. 組織体制と役割分担の確認

体制WG

処理WG

<記載する内容>

○災害廃棄物処理業務の内容を想定し、その業務を遂行するために、前節の「3. 災害廃棄物対策体制構築」に記載した機能を持った、以下の班・担当を設置することを記載する。

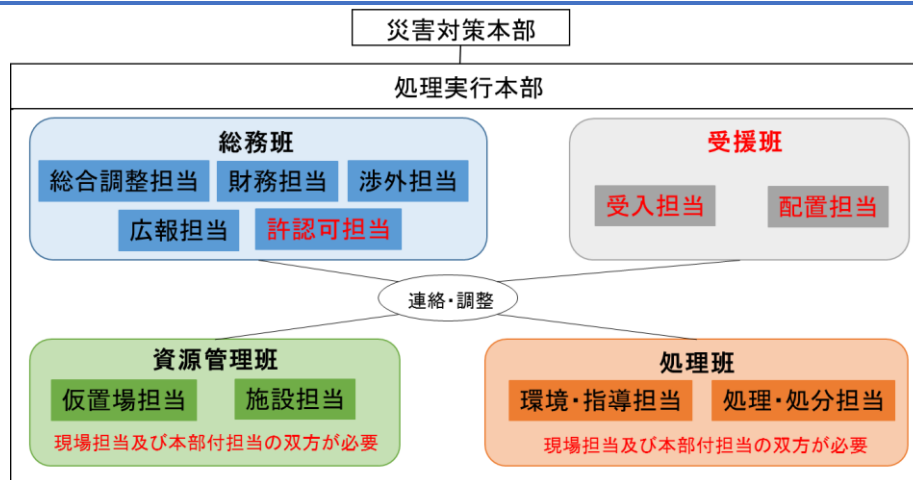


図 行政機関内の体制（案）

表 処理実行本部（仮称）の業務内容（案）

班・担当区分		業務内容（案）
総務班	総合調整担当	指揮命令・総括の全般
		各班・担当との連絡調整
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計
		必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握
		実行計画の策定
		全般に関する進行管理
		その他業務
	財務担当	予算管理（要求、執行（事務委託等の契約））【処理・処分担当と連携】
		国庫補助のための災害報告書の作成
	渉外担当	他行政機関との連絡調整・協議・情報提供
		その他機関（民間事業者・団体）との連絡調整・協議・情報提供
	広報担当	都民等への災害廃棄物処理に関する広報

		都民からの問い合わせ・苦情への対応
		メディア対応
	許認可担当	処理施設設置の受付
		産業廃棄物処理の届出
資源管理班	仮置場担当	仮置場の確保、管理・運営（仮設処理施設の運営も含む）、撤去【処理・処分担当との連携】
		選別後物の品質管理
	施設担当	処理施設の被害情報の把握
		処理施設の復旧支援
		被災施設の代替処理施設の確保支援
		必要資機材の管理・支援
処理班	処理・処分担当	道路啓開
		公共施設の解体対応
		家屋解体対応（窓口業務等）【財務担当、仮置場担当との連携】
		最終処分に関する調整
		再生利用先に関する調整
		処理に関する進行管理
	環境・指導担当	民間事業者の指導
		不法投棄・不適正排出対策
	受入担当	支援の受入管理（他自治体、ボランティア、NGO/NPO等）
	支援担当	受け入れた支援の提供先管理
	環境・指導担当	民間事業者の指導
		不法投棄・不適正排出対策
受援班	受入担当	支援の受入管理（他自治体、ボランティア、NGO/NPO等）
	配置担当	受け入れた支援の配置先管理

（第2回体制WG資料3-2、本日の議題（資料3-2））

2. 災害廃棄物処理連携体制（受援も含む）の構築

体制WG

処理WG

<記載する内容>

- 災害時において円滑・迅速に連携体制を構築するために、平常時から各主体が取り組んでおく事項を記載する。

表 連携体制の構築のために各主体が平常時から取り組むべき事項（案）

各主体	取組事項（案）
区市町村	● 自区域内における関係主体との連絡体制構築

	● 自治体共同支援体制の構築 ● 自治体共同支援体制間での連絡 ● 庁内連携体制の構築 等
一部事務組合	● 構成区市町村との災害廃棄物処理に係る連携体制の構築 等
都	● 区市町村との連携体制構築 ● 庁内連携体制の構築 ● 隣県との災害廃棄物対策に関する情報共有 等
民間事業者団体	● 民間団体内の連携体制の構築
環境省本省 関東地方環境事務所	● 関東地域ブロックでの連携体制の構築 ● 災害廃棄物対策に係る技術的支援 等
都民、NPO 等	● 災害廃棄物に係る知識の醸成 ● 自治体への協力体制の構築（災害時トイレマナー等の啓発協力） 等
大学・研究機関等の 専門家	● 災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験の活用 ● 廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討 等

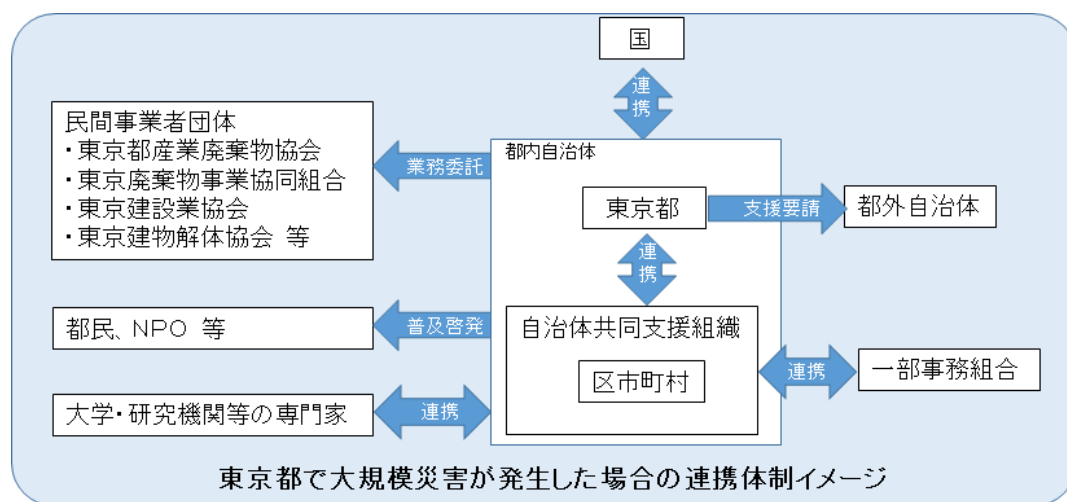


図 災害廃棄物対策の体制構築

（第2回体制WG資料3-1，本日の議題（資料3-1））

○既存協定、関東ブロック協議会との連携、D.Waste-Net のスキーム等を活用して、外部へ支援要請を行う。

○学識経験者、他自治体、事業者団体、NGO／NPO、ボランティア等からの支援を想定し、以下に示すとおり各主体の廃棄物処理に係る知識・経験に応じた受援メニューを設定する。

○また、支援に入った人材等を円滑に差配するため、処理実行本部内に「受援班」を設置する。

○過去の災害事例では、発災後の数日～１週間後に支援に入ることもあるため、あらかじめ定めた「受援班」の役割・機能や受援メニュー等を参考にして、発災後、早急に受援体制を構築する。

表 受援メニュー（例）

受援メニュー（例）		学識経験者	他自治体	事業者団体 民間事業者	NGO／NPO ボランティア
総合調整	対応方針検討、各種業務調整等		○※1		
実行計画作成	実行計画作成の補助等		○※1	○※1	
設計・積算	発注に係る設計・積算補助等		○※1		
契約	契約事務補助等		○※1		
書類作成	災害報告書、査定資料等の作成補助等		○※1		
収集運搬	生活ごみ等の収集運搬、分別作業等		○	○	○
情報収集	被災自治体の対応状況に係る情報収集		○		
仮置場管理	仮置場における管理状況の監督等		○	○	
現地確認	避難所や仮置場等の状況に係る情報収集		○		○※2
窓口対応	窓口問い合わせ対応等		○		
広報	都民への広報（分別等）				○

※１ 専門的な知識や過去の経験を有する者

※２ 避難所におけるごみの分別指導等

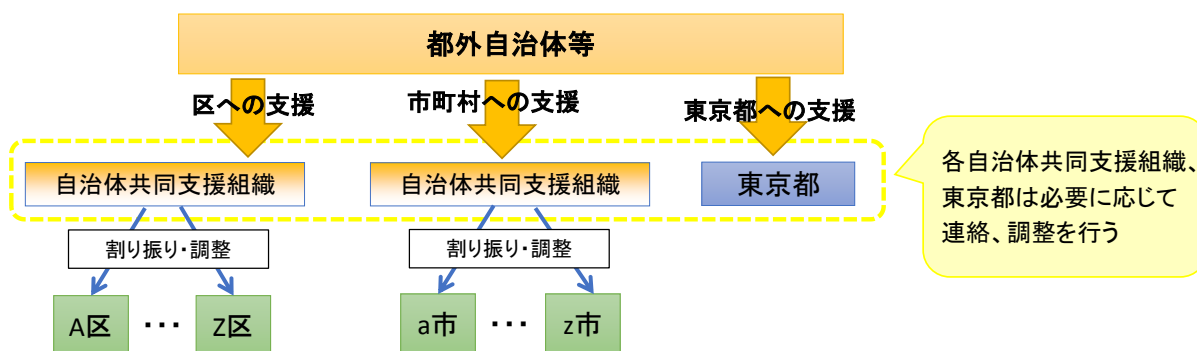


図 東京都全域の受援体制（案）

（本日の議題（資料 3-4））

第1回合同WGでの意見

- 連携方法は意識しておく必要がある。処理に当たっての障害・制約条件があった場合に近県でそうした制約条件を解消できるのであれば、近県に

回答

- 処理施設等に被害があるという制約条件、その解消方法も視点として考慮した連携方法について検討する。

て処理することも一つ理想的なものとする。	
----------------------	--

第1回合同WGでの意見	対応
● 支援体制は入っているが、受援という考えも必要。支援をどう受け入れて差配していくかが重要。	● 受援についても視野に入れて検討する。

3. 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備

<記載する内容>

- 発災に備え、初動期に対応すべき具体的な事項を規定したマニュアルを予め作成しておくことを記載する。
- マニュアルは、各担当部署が担当業務について作成するものとし、各担当部署が作成したものを束ねて「災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」を構成することを記載する。

4. 住民への広報・普及啓発

<記載する内容>

- 発災後、災害廃棄物処理が円滑・迅速に進むよう、分別が必要なことを平常時から都民へ広報すべきことを記載する。

- 発災時、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、都民による災害廃棄物の分別を徹底することが不可欠である。また仮置場設置・運営には都民の理解が欠かせない。都民の協力を得るため、平常時から災害廃棄物処理について理解を深める情報の周知を行う。
- 災害時であっても、野焼き、不法投棄は違法行為であることを呼び掛けていく。
- 発災時に都民への効果的な広報を検討・準備する。

（本日の議題（資料 3-3））

第1回合同WGでの意見	対応
● 災害廃棄物の処理方法を都民にも知ってもらう必要があるのではないか。都民に分別に貢献していただければ、支援をするべき。また、事業所における取り組みを推進することが肝要。	● 都民・民間事業者（排出事業者、処理業者）の役割を考慮した記載内容の検討を行う。

第2節 初動期（※発災後約1ヵ月まで）

1. 初動対応

(1) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理

処理WG

<記載する内容>

- 初動対応として、生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理を行うための体制を構築し、迅速に処理を行うことを記載する。
- そのための対応が必要な事項（体制、必要資機材等）を記載する。

(2) 仮置場(主に一次)の設置・運営

処理WG

<記載する内容>

- 災害廃棄物を一時的に仮置きしておくための仮置場を、発災後、早急に確保することを記載する。
- 仮置場は、平常時に検討した候補地をベースに、被災状況を踏まえ、選定することを記載する。

- 救助捜索活動の支障物や災害廃棄物の一時的な保管場所を確保するため、被災状況を踏まえた仮置場を確保・設置する。
- また、被災住民からの災害廃棄物の持ち込み場所の一次仮置場を設置する。

（第2回処理WG資料3-2より）

(3) 道路啓開

<記載する内容>

- 人命救助のため、通行を確保するため、関係者（自衛隊等）と連携し、道路啓開を行うことを記載する。
- そのために、事前の災害支援協定等に基づき、関係者に支援を要請して体制を構築することを記載する。

(4) 廃棄物処理施設の点検

<記載する内容>

- 発災によって、廃棄物処理施設が被災していないかどうか、点検を行うことを記載する。

(5) 住民への広報等

<記載する内容>

- 災害廃棄物処理が円滑・迅速に進むよう、災害廃棄物の分別の必要性及び分別方法・種類等を都民へ広報すべきであることを記載する。

○以下の内容について、避難所の掲示板、マスメディア等を通じての広報を実施するとともに、災害廃棄物について理解を深める広報紙、パンフレット、ウェブサイト、ボランティア等を活用し、都民（被災者であり排出者）に周知を図る。

＜初動期の広報の内容＞

- ・災害廃棄物の収集方法（個別収集やステーション回収、仮置場への搬入）
- ・排出場所、排出可能期間・時間、排出方法（搬入券での管理等）
- ・分別の必要性、分別方法、分別の種類
- ・家庭用ガスボンベ等の危険物や有害廃棄物等の取扱方法
- ・不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止
- ・便乗ごみの排出禁止
- ・社会福祉協議会等のボランティア支援依頼窓口（連絡先）
- ・ごみ出しが困難な身体障害者、高齢者への支援方法
- ・最新情報の入手方法
- ・災害廃棄物に関する問い合わせ先 等

○状況や時機を踏まえ、内容、頻度を検討し都民への周知を図る。

○分別の不徹底、無秩序な仮置きを防止するため、初動期は迅速な広報が不可欠である。広報活動とともに、仮置場等の現地においても協力を得るよう努める。

（本日の議題（資料 3-3））

2. 処理進行管理

体制WG

処理WG

<記載する内容>

- 今後、災害廃棄物処理を進めていくにあたり、進行管理を行うことを記載する。
- 進行管理するデータ（家屋の損壊状況と解体状況、災害廃棄物の処理進捗、一次・二次仮置場の設置数・場所、支援受入等）(What)とその入手方法・方法(How)
- 進行管理のため、関係者で構成される会議で処理進捗の情報を共有・管理することを記載する。

（本日の議題（資料 3-6））

災害廃棄物処理の本格化を見据え、処理の進行管理を行う体制を構築する。

処理実行本部において、処理の進捗情報を共有・管理する。

進行管理のため、少なくとも次の事項について把握・整理を行う。

区分	入手情報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数（構造別）
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量（再生資材も含む）
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、環境モニタリング結果
支援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

（本日の議題（資料 3-6））

3. 被災状況の集約と要処理量、処理可能量（暫定値）の算定

(1) 被災状況の集約

<記載する内容>

- 家屋の被災状況や廃棄物処理施設の被災状況を把握・集約し、情報を一元管理することを記載する。

(2) 要処理量、処理可能量(暫定値)の算定

処理WG

<記載する内容>

- 災害廃棄物の発生量から選別率を考慮した要処理量（暫定値）を算定することを記載する。
- 既存のごみ処理体制や民間の産業廃棄物処理施設で対応可能な処理可能量（暫定値）を算定することを記載する。
- 要処理量（暫定値）と処理可能量（暫定値）を比較し、自区内で処理できるかどうかを判断することを記載する。要処理量と処理可能量のギャップや人材・資機材等のリソースの不足など、総合的に勘案して自区内で処理が困難と判断される場合は、その対応方法（自治体共同支援組織での処理や広域処理等）を検討することを記載する。

4. 処理方針

処理WG

<記載する内容>

- 発災後の災害の種類、被害状況、発生量、季節等を勘案し、基本方針等に基づき当該災害に即した処理方針を策定することを記載する。

➤ 処理方針作成時の基本的な考え方

- 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量を勘案し、発災後概ね1ヶ月後に、基本方針に基づき、当該災害に即した処理方針を作成する。
- 処理の優先順位（腐敗性廃棄物等の種類、処理地域等）や処理期間、再資源化の方法・徹底の度合い等を明記する。

➤ 処理方針の例

- 仮置場の不足をできるだけ補うため、被災建築物の解体を段階的に実施するものとする。
- 仮置場の不足が想定されるため、早期から広域処理を開始する。
- 量や腐敗性廃棄物（生ごみ等）の回収を優先する。
- 廃木材は、選別・破碎した後、原則、再資源化する。再資源化ができないものは焼却処理する。
- コンクリートからは、選別、破碎した後、原則、再生砕石として再資源化する。
- 金属くずは、再資源化する。
- その他のがれきは、選別、破碎した後、可能な限り再資源化を図り、再資源化できないもののうち、可燃分は焼却処理、不燃分は埋立処分する。

（第2回処理WG資料3-3）

5. 災害廃棄物処理実行計画の策定

<記載する内容>

- 災害廃棄物処理実行計画の策定に向け、上記で収集した情報である被災状況や要処理量、処理可能量、処理方針を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画の策定を行うことを記載する。

第3節 応急対策期（前半：発災後約3ヵ月まで）（後半：発災後約1年まで）

1. 応急対策

- （1）生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理

処理WG

<記載する内容>

○初動対応から引き続き、生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理を行うことを記載する。

(2) 仮置場の設置(二次)・運営(一次・二次)

処理WG

<記載する内容>

- 災害廃棄物の破碎・選別等を行うための二次仮置場を確保するため、必要面積を算定し、関係者と調整・協議を行って、二次仮置場を確保することを記載する。
- 迅速な処理と周辺環境の保全とのバランスを考慮して、一次・二次仮置場を運営することを記載する。

- 初動対応で設置した一次仮置場で足りない場合は、更なる一次仮置場の確保を検討・設置する。
- 災害廃棄物の破碎・選別等を行うための二次仮置場を確保するため、関係者との調整・協議を行って、二次仮置場を確保・設置する。
- 災害廃棄物の発酵による火災を防止するとともに、環境対策や環境モニタリングを実施することにより周辺環境への影響を最小限に抑えながら災害廃棄物を迅速に処理するため、一次・二次仮置場を運営する。

(第2回処理WG資料3-2より)

(3) 住民への広報等

<記載する内容>

- 初動対応期に引き続き、災害廃棄物処理事業への理解が得られるよう、都民へ広報すべきであることを記載する。

体制WG

処理WG

- 初動期に引き続き、避難所の掲示板、マスメディア等を通じての広報を実施するとともに、災害廃棄物について理解を深める広報紙、パンフレット、ウェブサイト等を活用し、都民への普及活動を行う。
- また発災後の状況に応じて、以下事項についての周知を検討をする。

<応急対策期の広報等の内容>

- ・都民からのよくある質問と回答例
- ・仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物
- ・災害廃棄物の処理状況 等

(本日の議題(資料3-3))

2. 処理進行管理

<記載する内容>

○初動対応期に引き続き、災害廃棄物処理の進行管理を行うことを記載する。

○処理実行計画及びマニュアルに基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて処理実行計画の見直し、改定を進める。また、必要に応じて、適宜、処理実績の公表、要処理量（見込）の算定を行う。

（本日の議題（資料 3-6））

3. 国庫補助金対応

<記載する内容>

○国庫補助の対象範囲を記載（※ただし、災害によって対象範囲が異なるため、過去の事例を掲載する。）

○経費負担の流れを記載する。対応が必要な事項（実行計画の策定、災害等報告書の策定、災害査定への対応等）を記載する。

都防災 P 541、P 542-545

旧マニュアル P 16 国庫対象

// P 20 計画見直し

第1回合同WGでの意見	対応
● 実際に処理する場合に、処理費用が国の補助対象となるかどうか計画を作成するうえで重要なポイント。 ● 生活ごみは補助対象から外れる。熊本地震では一般廃棄物処理施設が被災し、稼働を停止した。生活ごみについても、災害廃棄物と同様に、しっかりと処理スキームを構築しておくことが重要。	● 処理費用が補助対象となるかは重要な視点であると考えているが、補助対象となるか否かは災害の規模によって判断される可能性があり、現時点では、円滑な処理に必要な業務について、検討を行っていく

第4節 災害復旧・復興等（発災後約1年後から）

1. 処理進行管理

体制WG

処理WG

<記載する内容>

○応急対策期に引き続き、災害廃棄物処理（広域処理を含む）の進行管理を行うことを記載する。

○処理事業の完了を見据え、設備機器の撤去も見据えた進行管理を行うことを記載する。

○応急対策期に引き続き、災害廃棄物処理の進行管理を行う。

(本日の議題(資料 3-6))

2. 災害廃棄物処理実行計画の見直し(随時)

<記載する内容>

○速やかに実行計画及びマニュアルに基づく推計値の変更に対応した実行計画の改訂を行うことを記載する。

第3章 東京都の災害廃棄物対策

第1節 平常時（発災前）

1. 災害廃棄物処理連携体制の構築

体制WG

<記載する内容>

○関係者との連携体制の構築のため、東京都は以下の事項について平常時から取り組んでおくことを記載する。

- ・区市町村との連携体制構築
- ・庁内連携体制の構築
- ・隣県との災害廃棄物対策に関する情報共有 等

2. 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備

<記載する内容>

○発災に備え、初動期に対応すべき具体的な事項を規定した「東京都災害廃棄物対策マニュアル」を予め作成しておくことを記載する。

第2節 初動期（発災後約1ヶ月前まで）

1. 初動対応（都処理実行本部の立ち上げ）

体制WG

<記載する内容>

○初動対応の命令として、災害対策本部の指示に基づき、発災後、速やかに災害対策本部の下に、各局横断組織として、「処理実行本部（仮称）」を設置する。

- ・ 緊急的に災害廃棄物処理に注力するための体制の構築が必要と判断される場合、災害対策本部の有無に関わらず、処理実行本部を設置することも考慮する。

○都処理実行本部の所管業務を記載。

- ・ 災害廃棄物処理全般に関する進行管理 ⇒ 総務班総合調整担当
- ・ 東京都災害廃棄物処理実行計画の策定 ⇒ 総務班総合調整担当
- ・ 災害廃棄物処理に関する広報 ⇒ 総務班広報担当
- ・ 国との連絡調整・協議 ⇒ 総務班渉外担当
- ・ 広域的な処理体制を確保するための他道府県との調整 ⇒ 総務班渉外担当
- ・ 最終処分に関する調整 ⇒ 処理班処理・処分担当 等

○都処理実行本部の解散

- ・ 全ての災害廃棄物の処理の最終確認（最終処分又は再資源化）や仮置場の現状復旧が完了し、その他必要な手続き等が完了した時点で、処理実行本部は解散する。

都防災P531～532
旧マニュアルP5 検討部会
環境局危機管理マニュアル(地震編)

（第2回体制WG資料3-2、本日の議題（資料3-2））

2. 都内自治体支援・連携体制整備

体制WG

<記載する内容>

○災害の規模によらず、各主体との連携体制を構築する旨、記載。処理実行本部設置後は、同本部が東京都の災害廃棄物に関する総合的な窓口として機能することを記載。

○処理実行本部は、連絡窓口を設置し、区市町村等との連絡体制を整備し、災害廃棄物を円滑に処理するため、都内自治体支援を行うとともに、連携体制整備の支援を行うことを記載。

○なお、処理実行本部が設置されない場合にあっても、区市町村等の支援を行うため、連携体制整備の支援を行うことを記載。

3. 広域連携体制整備

体制WG

<記載する内容>

- 都内の施設や機材等のみで対応が困難であると判断される場合は、国（環境省本省、関東地方環境事務所）や関東地域ブロック協議会、広域的な相互応援に関する協定等を活用し、広域連携体制を構築することを記載。
- 他自治体からの応援を受け入れるにあたっては、混乱が生じないように、あらかじめ定めた受入体制に基づき応援を受け入れることを記載する。

4. 被災状況の集約

体制WG

<記載する内容>

- 区市町村等と連絡をとり、都内家屋の被災状況や、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の被災状況を確認することを記載する。
- ライフライン（水・電気・燃料・薬剤など）の供給不能、搬入道路の被災状況が要因となり、処理施設が稼働できない場合も考えられるため、施設の損壊状況だけでなく、復旧、稼働見込みに関する情報も把握することを記載する。

5. 要処理量、処理可能量の算定（暫定値）

処理WG

<記載する内容>

- 区市町村・自治体共同支援組織から、要処理量及び処理可能量（暫定値）の情報を集約し、都全体の要処理量及び処理可能量（暫定値）を把握することを記載する。
- 都内全体での要処理量（暫定値）と処理可能量（暫定値）を比較し、都内で処理できるかどうかを判断することを記載する。要処理量と処理可能量のギャップや人材・資機材等のリソースの不足など、総合的に勘案して都内での処理が困難と判断される場合は、その対応方法（広域処理等）を検討することを記載する。

都防災 P 543
旧マニュアル P 7 発生量予測
// P 13 広域調整

6. 都処理実行本部会議

体制WG

処理WG

<記載する内容>

- 災害廃棄物の処理上の課題を解決するため、都処理実行本部会議を継続的に実施することを記載する。

都防災 P 542-545
旧マニュアル P 7 道路啓開
〃 P 8 区市町村連絡調整
〃 P 13 広域調整
〃 P 14 最終処分場
〃 P 18 広報

7. 処理方針

処理WG

<記載する内容>

○発災後の災害の種類、被害状況、発生量、季節等を勘案し、基本方針に基づき、処理方針を記載する。

【処理方針（例）】

- ・量や腐敗性廃棄物（生ごみ等）の回収を優先し、粗大ごみの収集は遅らせる。
- ・仮置場が逼迫しないよう、被災家屋の解体を段階的に実施する。
- ・広域処理を積極的に早期から開始する。
- ・廃木材は、選別・破碎した後、原則、再資源化する。再資源化困難なものは焼却処理する。
- ・コンクリートがらは、選別、破碎したのち、原則、再生砕石として再資源化する。
- ・金属くずは、売却し、再資源化する。
- ・その他のがれきは、選別、破碎した後、可能な限り再資源化を図り、再資源化できないもののうち、可燃分は焼却処理、不燃分は埋立処分する。 など

➤ 処理方針作成時の基本的な考え方

- 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量を勘案し、発災後概ね1ヶ月後に、基本方針に基づき、当該災害に即した処理方針を作成する。
- 処理の優先順位（腐敗性廃棄物等の種類、処理地域等）や処理期間、再資源化の方法・徹底の度合い等を明記する。

➤ 処理方針の例

- 仮置場の不足をできるだけ補うため、被災建築物の解体を段階的に実施するものとする。
- 仮置場の不足が想定されるため、早期から広域処理を開始する。
- 量や腐敗性廃棄物（生ごみ等）の回収を優先する。
- 廃木材は、選別・破碎した後、原則、再資源化する。再資源化ができないものは焼却処理する。
- コンクリートがらは、選別、破碎した後、原則、再生砕石として再資源化する。
- 金属くずは、再資源化する。
- その他のがれきは、選別、破碎した後、可能な限り再資源化を図り、再資源化できないもののうち、可燃分は焼却処理、不燃分は埋立処分する。

都防災P544
旧マニュアルP10 基本流れ

8. 東京都災害廃棄物処理実行計画の策定

<記載する内容>

○東京都災害廃棄物処理実行計画の策定に向け、上記で収集した情報である被災状況や要処理量、処理可能量、処理方針を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画の策定を行うことを記載する。

第3節 応急対策期（前半：発災後約3ヵ月まで）（後半：発災後約1年まで）

1. 要処理量、処理可能量の見直し（随時）

処理WG

<記載する内容>

- 都内処理や広域処理の進捗状況を踏まえ、要処理量の見直しを行うことを記載する。
- 必要に応じて仮設処理施設が設置される場合にあっては、仮設処理施設の処理可能量等も反映することを記載する。

都防災 P542-545
旧マニュアル P18 基本計画策定
〃 P19 都施設の撤去
〃 P19 集積場

2. 処理進行管理【広域処理、仮置場の提供等】

体制WG

処理WG

<記載する内容>

- 区市町村や自治体共同支援組織の処理の進捗状況を集約し、災害廃棄物処理の進行管理（広域処理を含む）を行うことを記載する。
- 区市町村や自治体共同支援組織から仮置場としての公有地の借地依頼があった場合には、処理実行本部で協議して支援可能かどうか決定する旨を記載する。

- 都処理実行本部は、被災区市町村等と連絡・調整を図り、処理の進捗に関する情報を入手・管理する。
- 進行管理のため、少なくとも次の事項について把握・整理を行い、処理が停滞している区市町村がある場合にあっては、課題等を区市町村の担当者から聞き取り、対応策等の支援を行う。
- 把握・整理した情報は、定期的に国へ報告し、情報共有を行う。

区分	入手情報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数（構造別）
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量（再生資材も含む）
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、環境モニタリング結果
支援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

（本日の議題（資料3-6））

第4節 災害復旧・復興等

1. 災害廃棄物処理実行計画の見直し

<記載する内容>

○速やかに実行計画及びマニュアルに基づく推計値の変更に対応した実行計画の改訂を行うことを記載する。

2. 処理進行管理

体制WG

処理WG

<記載する内容>

○応急対策期に引き続き、災害廃棄物処理（広域処理を含む）の進行管理を行うことを記載する。
○処理事業の完了を見据え、設備機器の撤去も見据えた進行管理を行うことを記載する。

○応急対策期に引き続き、都処理実行本部は災害廃棄物処理の進行管理を行う

（本日の議題（資料 3-6））

第1回合同WGでの意見	対応
● 災害廃棄物の埋立は、中央防波堤埋立処分場が中心の計画となるのか。 ● 一次・二次仮置場には再生砕石等を処理する能力はあるが、ストックする能力がないことが懸念される。	● 現時点では通常処分している場所が対象になると考える。 ● 復旧・復興スケジュールを想定した活用方針と絡めて検討していく。

第5節 災害廃棄物処理支援（都外）

体制WG

1. 処理支援体制の整備

<記載する内容>

○都外の自治体への支援の必要性が生じた場合は、国（環境省本省、関東地方環境事務所）や関東地域ブロック協議会との連携や、広域的な相互応援に関する協定等に基づき、支援を行う旨を記載する。

2. 処理支援業務

体制WG

<記載する内容>

- 都が行う支援業務について、支援内容（What）、支援体制や支援手順の概略（How）を記載する。
- 支援体制の構築方法や詳細な支援手順等については「災害廃棄物対策マニュアル」において示すことを記載する。

第4章 処理計画の継続見直し、対策訓練

第1節 災害廃棄物処理計画の継続見直し、対策訓練等

1. 災害廃棄物処理計画の継続見直し

<記載する内容>

- 計画やマニュアルについては、災害廃棄物対策指針の改定や国の検討状況、近年の災害事例等、最新の知見や教訓を踏まえて継続的に見直していくことについて記載する。

都防災 P532
旧マニュアル P20 今後取組
〃 P20 今後取組

第1回部会での意見	対応
● 計画の改定・見直し等について記載されているが、防災所管部局が作成する地域防災計画との整合、見直しがあった際の対応について記載すべき。	● 関連計画との関係、見直しの方法について記載する。

2. 都・区市町村等の情報連絡訓練等

<記載する内容>

- 都と区市町村等との意見交換会、情報連絡訓練、図上訓練等を実施することを記載する。

○訓練は、平常時にも行うことであることから、その旨を処理計画に記載する。

(第1回合同WGでの意見より)

3. 広域連携

体制WG

<記載する内容>

- 災害時に迅速・円滑に災害廃棄物が処理できるよう、平常時から関東ブロック協議会へ参画し、情報共有を行っていくことを記載する。

第2節 今後の取組について

<記載する内容>

- 民間事業者へBCPの作成等を働きかけていくことを記載する。

<その他意見>

第1回部会での意見	対応
● 災害廃棄物発生量を減らすためには、耐震化が必要であるが、その担当はまちづくり所管部局になるし、企業 BCP 策定は産業振興所管部局となり、環境局との連携が必要になる。 ● 災害廃棄物発生量を減らすための事前の備えに空き家の対策があり、まちづくり所管部局等との連携が必要になる。	● 他局の役割、他局、都民との連携方法について記載することを検討する。

第1回合同WGでの意見	対応
● 災害廃棄物をいかに平常時の廃棄物の処理ルート(一廃・産廃問わず)にのせていけるかが重要。普段行っている業務にどのように災害廃棄物処理を落とし込んでいくかが重要。 ● 東京都だけが努力するのではなく、都民や民間事業者も努力することが必要。被災した民間事業所から生じた廃棄物については、各自の BCP で処理方法を記載してもらい、それを都として支援していくことが重要。	● 災害時は様々な業務が発生し、混乱も予想されることから、いかに平常時の処理スキームを活用していけるかは、重要な視点と考える。必要となる手続き等を洗い出して課題認識を行い、処理計画への反映方法について検討する。

民間事業者へのアンケート・ヒアリング調査から反映する事項
【廃棄物処理業者用】 ● 問：事業所における災害に備えた取組に関する事項 ● 問：東京都災害廃棄物処理計画への要望等について

各主体の役割分担にあたっての基本的な考え方

資料2 対応箇所 第1章第3節3、第2章第1節1

- 災害廃棄物は、一般廃棄物であり、区市町村が一義的な処理責任を負っていることから、区市町村が主体的に処理を実行する。そのため区市町村は災害の規模によらず、自区内で発生した災害廃棄物について、区市町村所管の施設のほか、民間施設等を活用し、主体的に処理を進めるものとする。また必要に応じて、都内の自治体間で構成する自治体共同支援組織により災害廃棄物処理を実施する。
- 事業者は、事業者責任に基づいて廃棄物処理にあたることを基本とする。
- 都民・事業者は、分別排出等において自治体の施策に協力する。

小規模災害の場合

- ・各区市町村は、自区内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に行う。
- ・都は、必要に応じて、処理を行う区市町村に対して技術的支援等の各種支援を行う。

中規模災害の場合

- ・各区市町村は、自区内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に行う。
- ・自治体共同支援組織は、各区市町村が自区内で発生した廃棄物について、区市町村所管の施設や民間施設等を活用しても処理しきれない場合、所管の区市町村と連携を図り、その所管内での共同処理を推進する。
- ・自治体共同支援組織は、自治体共同支援組織の所管内における共同処理のみでは処理しきれない場合、その他自治体共同支援組織と連携する。要請を受けた自治体共同支援組織は所管する区市町村と連携を図り、東京都内での共同処理を推進する。
- ・都は、必要に応じて、処理を行う区市町村、自治体共同支援組織に対して技術的支援、実行計画策定支援等の各種支援を行う。

各主体の役割分担にあたっての基本的な考え方

大規模災害の場合

- ・各区市町村は、自区内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に行う。
- ・自治体共同支援組織は、各区市町村が自区内で発生した廃棄物について、区市町村所管の施設や民間施設等を活用しても処理しきれない場合、所管の区市町村と連携を図り、その所管内での共同処理を推進する。
- ・自治体共同支援組織は、自治体共同支援組織の所管内における共同処理のみでは処理しきれない場合、その他自治体共同支援組織と連携する。要請を受けた自治体共同支援組織は所管する区市町村と連携を図り、東京都内での共同処理を推進する。
- ・都は、都内での共同処理のみでは処理しきれない場合、都外の自治体や民間施設等と連携を図り、広域処理を推進する。
- ・都は、必要に応じて、処理を行う区市町村、**自治体共同支援組織**に対して技術的支援、実行計画策定支援、都外処理調整等の各種支援を行う。
- ・都は、必要に応じて、区市町村から事務委託を受けて、処理の代行を行う。

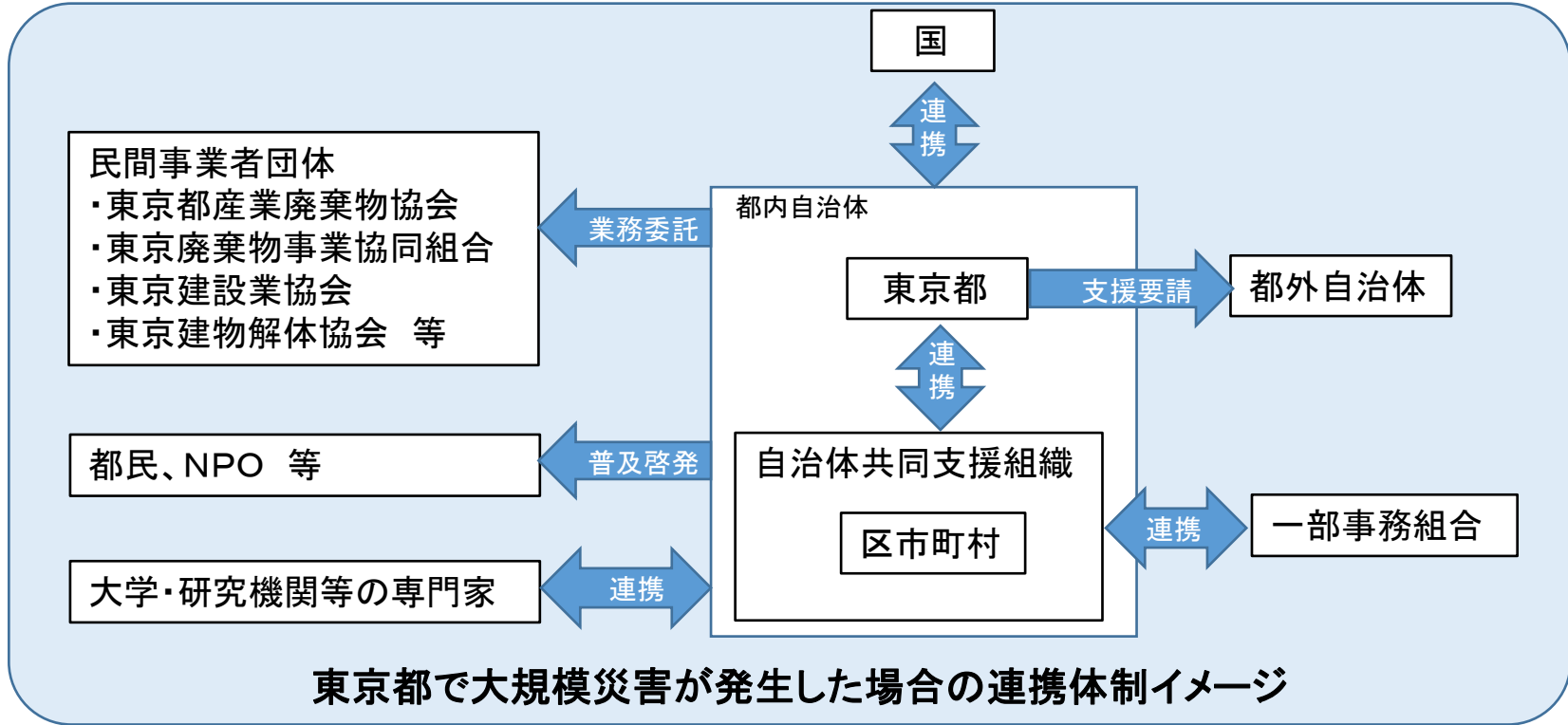
議論する内容例

- 区市町村(自治体共同支援組織も含む)や都の役割分担は適切か。
- 小規模～大規模の場合分けについては、発災後の各区市町村の被害状況や自治体の規模・リソース等を踏まえ、適切な主体で処理を行う方向性で良いか。
- 区市町村間で迅速に共同処理するために必要な事項は何があるか。

災害廃棄物対策に係る連携体制

資料2 対応箇所
第2章第1節2

- 東京都内における災害廃棄物対策を進めていくためには、各主体との連携体制の構築が必要
- 区市町村との連携を図るとともに、国や他道府県、その他機関との連携も重要



各主体	取組事項(案)
区市町村	● 自区域内における関係主体との連絡体制構築 ● 自治体共同支援体制の構築 ● 自治体共同支援体制間での連絡 ● 庁内連携体制の構築 等
一部事務組合	● 構成区市町村との災害廃棄物処理に係る連携体制の構築 等
都	● 区市町村、自治体共同支援組織との連携体制構築 ● 庁内連携体制の構築 ● 隣県との災害廃棄物対策に関する情報共有 等
民間事業者団体	● 民間団体内の連携体制の構築 等
環境省本省 関東地方環境事務所	● 関東地域ブロックでの連携体制の構築 ● 災害廃棄物対策に係る技術的支援 等
都民、NPO等	● 災害廃棄物に係る知識の醸成 ● 自治体への協力体制の構築(災害時トイレマナー等の啓発協力) 等
大学・研究機関等の 専門家	● 災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験の活用 ● 廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討 等

議論する内容例

○連携体制の構築のために各主体はどのような取組・関わり方をするか。

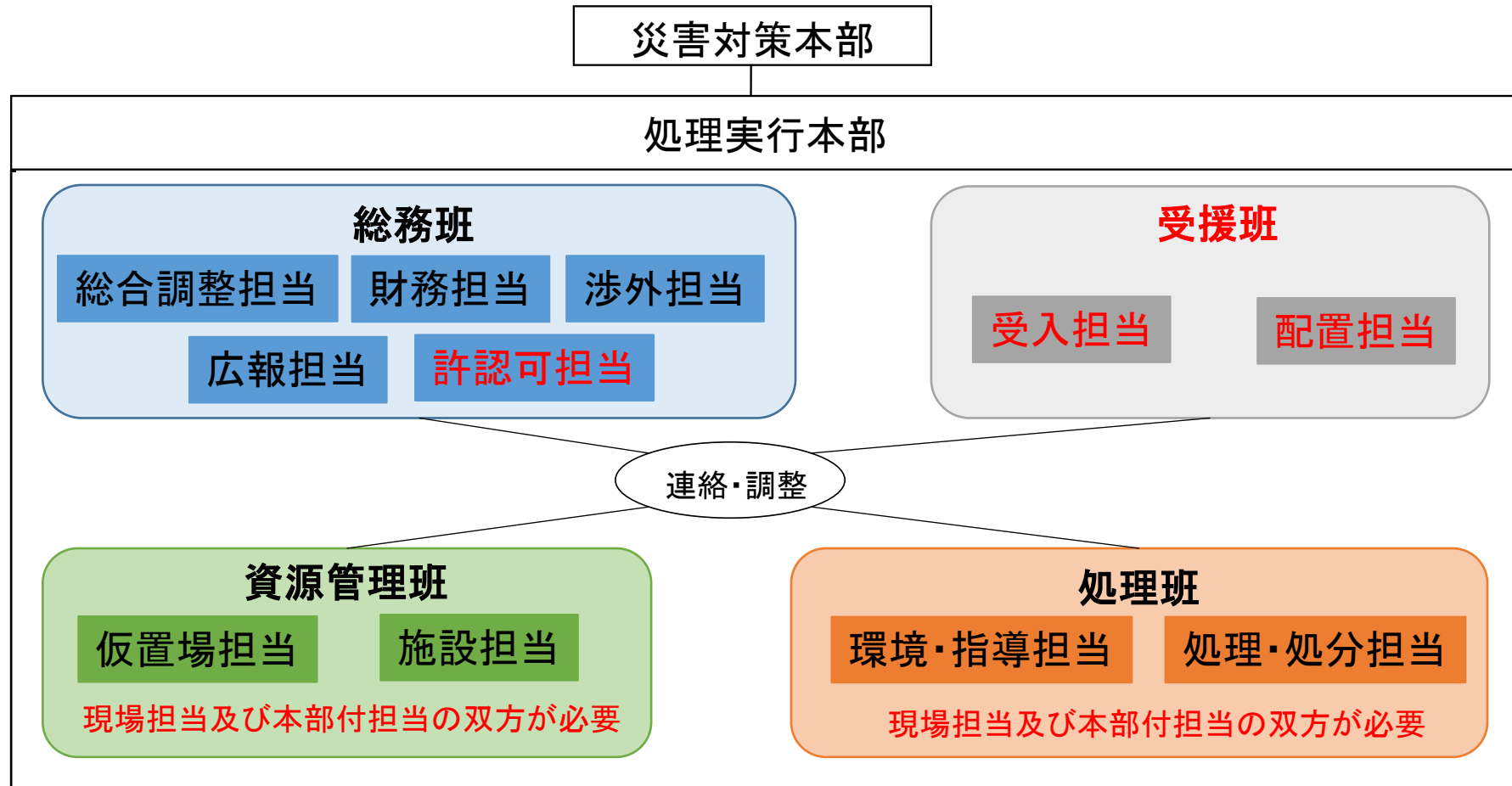
○各主体との連携体制の構築のために現時点で行っている取組のうち、実施出来ていないことはあるか？それを今後、どのように推進するか。

○NPOや都民との連携をどのように図るか。

発災後の行政機関内の体制(案)

資料2 対応箇所
第2章第2節1
資料3-2

- 発災後、被災自治体は災害規模、被害状況等を考慮し、災害対策本部の下に処理実行本部(仮称)を設置する。
- 処理実行本部内の班・担当の編成例を示す。



緊急的に災害廃棄物処理に注力するための体制の構築が必要と判断される場合、災害対策本部の有無に関わらず、処理実行本部を設置することも考慮する。

処理実行本部(仮称)の業務内容(案)

資料2 対応箇所 第2章第2節1

処理実行本部内に設置する各班や担当の業務内容(案)を以下に記載する。発災時、都内自治体(東京都、区市町村)は、各自の役割分担を踏まえ、必要に応じて、班、担当を設置する。

班・担当区分		業 務 内 容(案)
総務班	総合調整担当	指揮命令・総括・情報管理の全般
		各班・担当との連絡調整
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計
		必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握
		実行計画の策定
		全般に関する進行管理
		その他業務
	財務担当	予算管理(要求、執行(業務委託等の契約)) 【処理・処分担当と連携】
		国庫補助のための災害報告書の作成
	渉外担当	他行政機関との連絡調整・協議・情報提供
		その他機関(民間事業者・団体)との連絡調整・協議・情報提供
	広報担当	都民等への災害廃棄物処理に関する広報
		都民からの問合せ・苦情への対応
		メディア対応
	許認可担当	処理施設設置の受付
		産業廃棄物処理の届出

処理実行本部(仮称)の業務内容(案)

資料2 対応箇所 第2章第2節1

班・担当区分		業 務 内 容(案)
資源管理班	仮置場担当	仮置場の確保、管理・運営(仮設処理施設の運営も含む)、撤去 【処理・処分担当と連携】
		選別後物の品質管理
	施設担当	処理施設の被害情報の把握
		処理施設の復旧支援
		被災施設の代替処理施設の確保支援
		必要資機材の管理・支援
	処理班	道路啓開
		公共施設の解体対応
受援班	処理・処分担当	家屋解体対応(窓口業務等) 【財務担当、仮置場担当と連携】
		最終処分に関する調整
		再生利用先に関する調整
		処理に関する進行管理
	環境・指導担当	民間事業者の指導
		不法投棄・不適正排出対策
	受入担当	支援の受入管理(他自治体、ボランティア、NGO/NPO等)
	配置担当	受け入れた支援の配置先管理

議論する内容(例)

○対策班の業務内容に漏れはないか。
○班や担当分けは適切か。
○時系列で必要な機能の整理をどうするか。

○迅速に組織体制を整備するために必要なことはあるか。
○班や担当同士が有機的に連携するために必要なことはあるか。

都処理実行本部(仮称)

資料2 対応箇所 第3章第2節1

○都処理実行本部の設置

- ・ 初動対応の命令として、災害対策本部の指示に基づき、発災後、速やかに災害対策本部の下に、各局横断的組織として、「処理実行本部(仮称)」を設置する。

(東京都地域防災計画 震災編 P544)

※地域防災計画では、「がれき処理部会」と記載。

- ・ 緊急的に災害廃棄物処理に注力するための体制の構築が必要と判断される場合、災害対策本部の有無に関わらず、処理実行本部を設置することも考慮する。

○都処理実行本部の所管業務(東京都地域防災計画 震災編 P545) ※必要に応じて

- ・ 災害廃棄物処理全般に関する進行管理⇒総務班総合調整担当
- ・ 東京都災害廃棄物処理実行計画の策定⇒総務班総合調整担当
- ・ 災害廃棄物処理に関する広報⇒総務班広報担当
- ・ 国との連絡調整・協議⇒総務班渉外担当
- ・ 広域的な処理体制を確保するための他道府県との調整⇒総務班渉外担当
- ・ 最終処分に関する調整⇒処理班処理・処分担当 等

○都処理実行本部の解散

- ・ 全ての災害廃棄物の処理の最終確認(最終処分又は再資源化)や仮置場の現状復旧が完了し、その他必要な手続き等が完了した時点で、処理実行本部は解散する。

議論する内容(例)

○災害対策本部の設置、解散の要件は適切か？

過去の教訓・課題を踏まえ、処理計画へ反映させる事項

過去の災害における教訓・課題

- 地域によっては住民自ら災害廃棄物の仮置場への搬入を行っていたが、分別等のルール周知が不十分であり、無秩序に仮置きが行われてしまった。
- ダイオキシン類の発生や有害物質の拡散が懸念される野焼きが行われる事例があった。
- 仮置場に震災とは関係のない家電製品等が不法投棄されることがあった。
- 東日本大震災では、放射能問題がクローズアップされたため、放射能の影響がない地域の災害廃棄物も受入先住民等からの反対があり、広域処理が円滑に進まないことがあった。



処理計画への反映

- 都民に求める事項として、まずは都民の役割を認識してもらい、災害時においても適切な行動をとってもらうことを処理計画に記載すべきではないか。
- 平常時、災害時の広報について、災害廃棄物に関する正確な情報を都民に周知し、災害時はそれに基づいて行動してもらうよう処理計画に記載すべきではないか。

議題項目③:都民への広報

【計画に記載する内容】 都民への広報(第2章 平常時)

資料2 対応箇所 第2章第1節4

- 発災時、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、都民による災害廃棄物の分別を徹底することが不可欠である。また仮置場設置・運営には都民の理解が欠かせない。都民の協力を得るため、平常時から災害廃棄物処理について理解を深める情報の周知を行う。
- 災害時であっても、野焼き、不法投棄は違法行為であることを呼び掛けていく。
- 発災時の都民への効果的な広報を検討・準備する。

【計画に記載する内容】 都民への広報(第2章 初動期)

資料2 対応箇所 第2章第2節1

- 以下の内容について、避難所の掲示板、マスメディア等を通じての広報を実施するとともに、災害廃棄物について理解を深める広報紙、パンフレット、ウェブサイト、ボランティア等を活用し、都民(被災者であり排出者)に周知を図る。
＜初動期の広報の内容＞
 - ・災害廃棄物の収集方法(個別収集やステーション回収、仮置場への搬入)
 - ・排出場所、排出可能期間・時間、排出方法(搬入券での管理等)
 - ・分別の必要性、分別方法、分別の種類
 - ・家庭用ガスボンベ等の危険物や有害廃棄物等の取扱方法
 - ・不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止
 - ・便乗ごみの排出禁止
 - ・社会福祉協議会等のボランティア支援依頼窓口(連絡先)
 - ・ごみ出しが困難な身体障害者、高齢者への支援方法
 - ・最新情報の入手方法
 - ・災害廃棄物に関する問合せ先 等
- 状況や時機を踏まえ、内容、頻度を検討し都民への周知を図る。
- 分別の不徹底、無秩序な仮置きを防止するため、初動期は迅速な広報が不可欠である。広報活動とともに、仮置場等の現地においても協力を得るよう努める。

【計画に記載する内容】 都民への広報(第2章 応急対策期)

- 初動期に引き続き、避難所の掲示板、マスメディア等を通じての広報を実施するとともに、災害廃棄物について理解を深める広報紙、パンフレット、ウェブサイト等を活用し、都民への普及活動を行う。
- また発災後の状況に応じて、下記の事項についての周知を検討をする。
＜応急対策期の広報等の内容＞
 - ・都民からのよくある質問と回答
 - ・仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物
 - ・災害廃棄物の処理状況 等

議論する内容例

- 都民に対する広報内容に漏れや抜けがないか？
- どのような広報活動を実施していくべきか？
(実行本部の広報班業務の具体的事項、メディア戦略、自助・共助)

受援体制に係る検討の必要性

発災時、被災自治体では、「業務過多」、「人材（人員）不足」に陥る。
こうした状況下で、他自治体等から支援を受けた際、以下の事態の発生が懸念される。

- 支援に入った人員等が手持ち無沙汰となる。
- 受援側の担当者は日々、現場確認や電話対応等に追われ、指示が出せない。
- 受援側の担当者も支援に入った人員も「何をすればいいかわからない」状況に陥る。



自治体においては、受援（被災した際にどのように支援を受けるか）について検討し、
事前の備えとして、被災した際の「**受援体制の構築**」に係る検討が必要

（参考）行動指針*における「受援」の必要性についての記載

- 支援を求める際にはその必要量の見積もり方法や要請方法、受入体制等を記載した**受援計画を策定する**。
（行動指針，第1編 総則，第4章 行動指針の位置づけ）
- 【市町村の役割】大規模災害時に、他の地方公共団体から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、（中略）連絡調整や情報共有等に係る**受援体制を確立する**。
（行動指針，第4編 大規模災害時の国のリーダーシップと発災後の処理指針の策定，第2章 発災後の処理指針に盛り込む事項）

* 行動指針：大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

受援体制の構築(計画に記載する内容)

- 既存協定、関東ブロック協議会との連携、D.Waste-Netのスキーム等を活用して、外部へ支援要請を行う。
- 学識経験者、他自治体、事業者団体、NGO／NPO、ボランティア等からの支援を想定し、以下に示すとおり各主体の廃棄物処理に係る知識・経験に応じた受援メニューを設定する。
- また、支援に入った人材等を円滑に差配するため、処理実行本部内に「受援班」を設置する。
- 過去の災害事例では、発災後の数日～1週間後に支援に入ることもあるため、あらかじめ定めた「受援班」の役割・機能や受援メニュー等を参考にして、発災後、早急に受援体制を構築する。

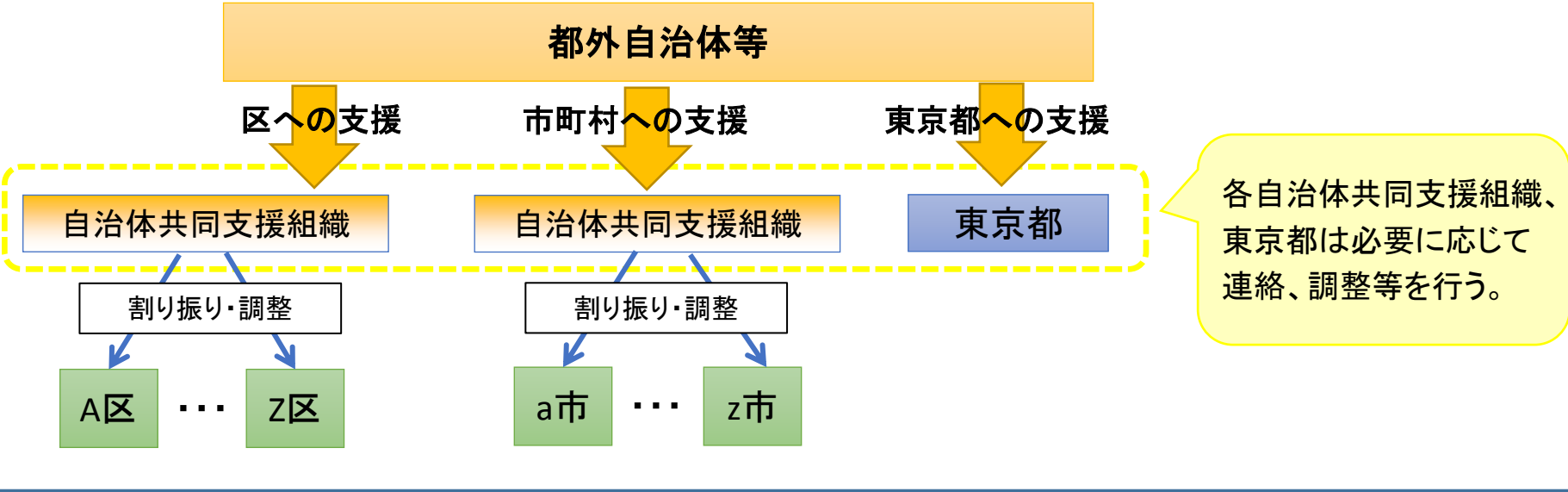
受援メニュー(例)		学識経験者	他自治体	事業者団体 民間事業者	NGO／NPO ボランティア
総合調整	対応方針検討、各種業務調整等		○※1		
実行計画作成	実行計画作成の補助等		○※1	○※1	
設計・積算	発注に係る設計・積算補助等		○※1		
契約	契約事務補助等		○※1		
書類作成	災害報告書、査定資料等の作成補助等		○※1		
収集運搬	生活ごみ等の収集運搬、分別作業等		○	○	○
情報収集	被災自治体の対応状況等に係る情報収集		○		
仮置場管理	仮置場における管理状況の監督等		○	○	
現地確認	避難所や仮置場等の状況に係る情報収集		○		○※2
窓口対応	窓口問合せ対応等		○		
広報	都民への広報(分別等)				○



※1 専門的な知識や過去の経験を有する者
※2 避難所におけるごみの分別指導等

東京都全域の受援体制(案)

- 都外自治体等から支援を受ける際の受援体制(案)を以下に示す。



議論する内容例

＜受援先: 自治体＞

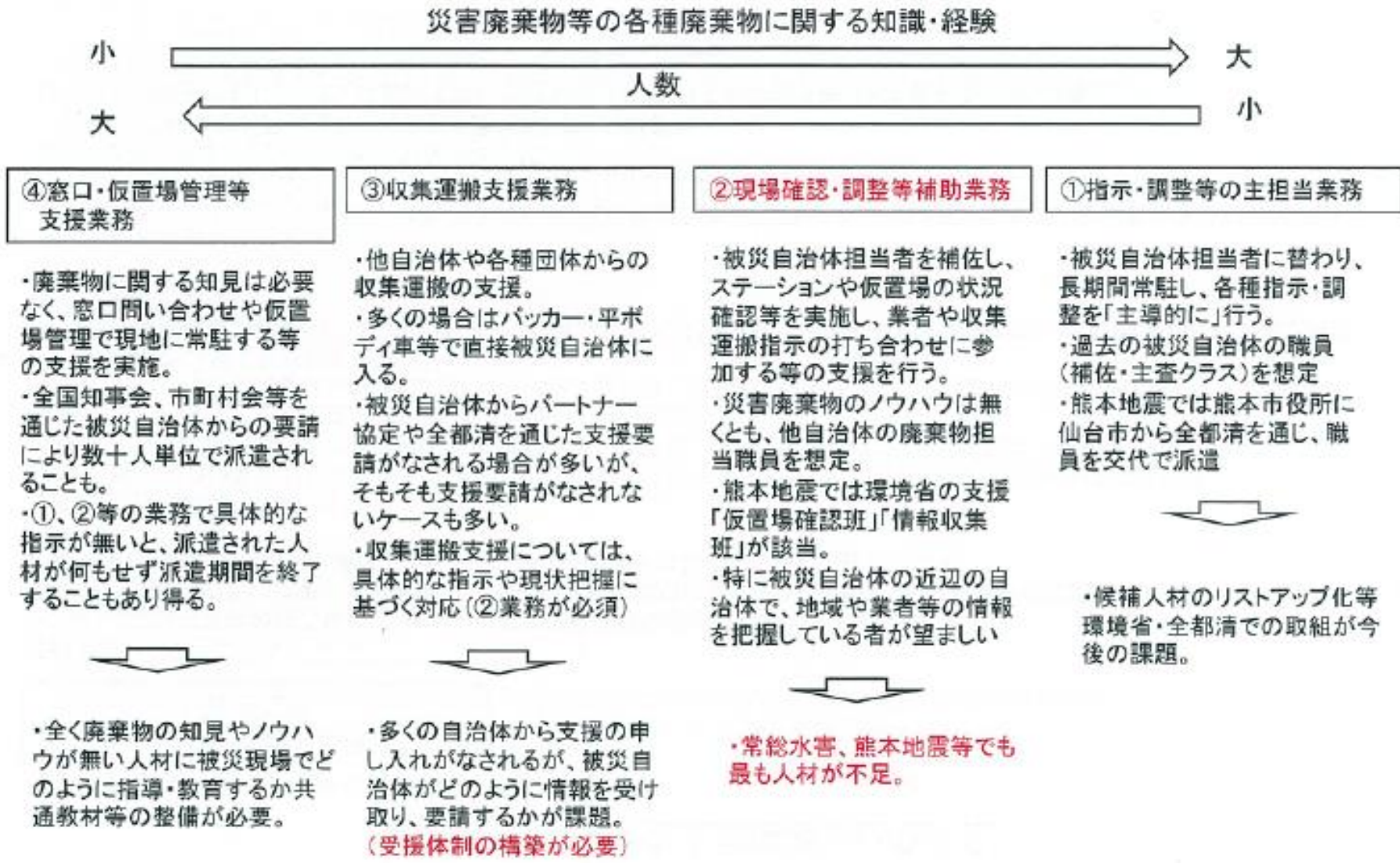
- 支援を受けるにあたって、体制面で処理計画に記載すべき事項は何か？
- 現状ある協定をどのように活かして、よりブレイクダウンした形の受援システムを構築していくか？
- 受援に係る都と区市町村との調整において望ましい体制は？

＜受援先: ボランティア、NGO／NPO＞

- ボランティアやNGO／NPOからの支援をどのように差配するか？

議題項目④: 受援体制

(参考) 被災地において必要な支援について



(出典) 平成28年度大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会(第1回)資料(資料3-1 熊本地震における環境省の取組について)

資料2 対応箇所 第1章第5節2

議論する内容例

○ 処理事業ロードマップは適切か？ **体制構築にあたって**、漏れや他に留意すべき事項はないか？

東京都内における災害廃棄物処理の進行管理

資料2 対応箇所 第2章第2節2

【初動期】

- 災害廃棄物処理の本格化を見据え、処理の進行管理を行う体制を構築する。
- 処理実行本部において、処理の進捗情報を共有・管理する。
- 進行管理のため、少なくとも次の事項について把握・整理を行う。

区分	入手情報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数(構造別)
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量(再生資材も含む)
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、環境モニタリング結果
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

【応急対策期】

資料2 対応箇所 第2章第3節2

- 処理実行計画及びマニュアルに基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて処理実行計画の見直し、改定を進める。また、必要に応じて、適宜、処理実績の公表、要処理量(見込)の算定を行う。

【災害復旧・復興等】

資料2 対応箇所 第2章第4節1

- 応急対策期に引き続き、災害廃棄物処理の進行管理を行う。

議題項目⑥:災害廃棄物処理の進行管理

都による災害廃棄物処理の進行管理

【応急対策期】

資料2 対応箇所 第3章第3節2

- 都処理実行本部は、被災区市町村等と連絡・調整を図り、処理の進捗に関する情報を入手・管理する。
- 進行管理のため、少なくとも次の事項について把握・整理を行い、処理が停滞している区市町村がある場合にあっては、課題等を区市町村の担当者から聞き取り、対応策等の支援を行う。
- 把握・整理した情報は、定期的に国へ報告し、情報共有を行う。

区分	入手情報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数(構造別)
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量(再生資材も含む)
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、環境モニタリング結果
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

【災害復旧・復興等】

資料2 対応箇所 第3章第4節2

- 応急対策期に引き続き、都処理実行本部は災害廃棄物処理の進行管理を行う。

議論する内容例

- 進行管理を行う上で把握が必要な情報は適切か？
- 都による進行管理について、**体制構築の面から**処理計画に記載すべき事項はあるか？

12月16日に開催予定の第2回の部会において、各WGにおける個別の審議事項の検討進捗等の資料を提出する。その後は、各WGを1回ずつ開催し、課題等の整理を行う。また、これらと並行して事業者へのアンケート・ヒアリング調査を実施する。

上記の審議・調査に基づき、第3回部会において中間まとめ(案)を作成し、審議会総会に報告する。

部会	体制WG	処理WG	主な議題等
第1回 8月3日			・東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会の設置の経緯等について ・東京都災害廃棄物処理計画の策定に向けた議論の進め方について ・東京都における災害廃棄物処理の基本的な考え方について ・今後のスケジュールについて
	第1回 9月1日		・第1回部会での審議事項の共有 ・各WGの設置目的と所掌事項の確認 ・個別の審議事項
	第2回 10月20日		・第1回体制・処理合同WGでの質問・意見とその対応 ・東京都災害廃棄物処理計画の構成(案)
		第2回 11月1日	・個別の審議事項 ・事業者へのアンケート・ヒアリング調査
	第3回 11月14日		・第2回体制WGでの質問・意見とその対応 ・東京都災害廃棄物処理計画の構成(案) ・個別の審議事項
第2回 12月16日			・各WGの検討状況 ・計画(原案)
		第3回	・計画(中間まとめ案)の作成に向けての整理
	第4回		・計画(中間まとめ案)の作成に向けての整理
第3回			・各WGの検討状況 ・計画(中間まとめ案)
東京都廃棄物審議会総会(1月～2月)			
			・パブリックコメント
第4回			・計画(案)
東京都廃棄物審議会総会(答申)(年度末)			

事業者アンケート・ヒアリング調査